



認定書

国住指第1284-1号
平成 18年 10月 26日

エイチ・ジー・サービス株式会社
代表取締役 樋口 雅久 様

有限会社天王重機
代表取締役 山本 健一 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の20第1項(同法第83条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行規則第1条の3第1項本文の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

TACP-0240

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

アルファ フォース パイル工法「先端地盤:砂質地盤(礫質地盤を含む)」

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。



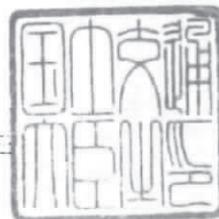
認定書

国住指第1284-1号
平成 18年 10月 26日

エイチ・ジー・サービス株式会社
代表取締役 樋口 雅久 様

有限会社天王重機
代表取締役 山本 健一 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の20第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行規則第1条の3第1項本文の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

TACP-0240

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

アルファ フォース パイル工法「先端地盤:砂質地盤(礫質地盤を含む)」

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。



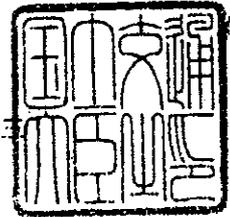
指 定 書

国住指第1284-2号
平成 18年 10月 26日

エイチ・ジー・サービス株式会社
代表取締役 樋口 雅久 様

有限会社天王重機
代表取締役 山本 健一 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の建築基準法施行規則第1条の3第1項本文の国土交通大臣の認定を受けた構造方法について、同項本文の規定に基づき、下記の通り確認申請書に添える図書から除かれる図書を指定する。

記

1. 認定番号

TACP-0240

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

アルファ フォース パイル工法「先端地盤:砂質地盤(礫質地盤を含む)」

3. 確認申請書に添える図書から除かれるものとして指定する図書

建築基準法施行規則第1条の3第1項表二の(一)項及び(二)項の構造計算の計算書のうち、平成13年国土交通省告示第1113号第6第一号の表中に掲げる式における α 、 β 及び γ の数値の設定方法

(注意)この指定書は、大切に保存しておいてください。

性能評価書

エイチ・ジー・サービス株式会社
代表取締役 樋口 雅久 殿

有限会社天王重機
代表取締役 山本 健一 殿

平成 18 年 1 月 16 日付けで、性能評価申請のあった下記の件について、財団法人 日本建築総合試験所が定めた評価基準に基づき慎重審議した結果、下記の性能を有するものと評価した。

平成 18 年 7 月 26 日

財団法人 日本建築総合試験所

理事長 森 田 司 郎

記

1. 件 名
アルファ フォース パイル工法「先端地盤：砂質地盤（礫質地盤を含む）」
2. 性能評価の区分
建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項（基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める地盤の許容支持力）の認定に係る性能評価
3. 性能評価の範囲
別添のとおり
4. 性能評価の内容
本工法は、別表のとおり財団法人 日本建築総合試験所が定めた評価基準（平成 13 年建設省告示第 1113 号第 6 第一号の基準）に適合するものと評価する。
5. 評価員
伊藤 淳志 下平 祐司 富永 晃司 永井 興史郎
6. 図書省略の対象
本工法を用いた建築物について、確認申請書に添える図書から除くものとして、建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表二の（一）項及び（二）項の構造計算の計算書のうち、平成 13 年度国土交通省告示第 1113 号第 6 第一号の表中に掲げる式における α 、 β 及び γ の数値の設定方法を対象とする。

性能評価書

エイチ・ジー・サービス株式会社
代表取締役 樋口 雅久 殿

有限会社天王重機
代表取締役 山本 健一 殿

平成 18 年 1 月 16 日付けで、性能評価申請のあった下記の件について、財団法人 日本建築総合試験所が定めた評価基準に基づき慎重審議した結果、下記の性能を有するものと評価した。

平成 18 年 7 月 26 日



記

1. 件 名
アルファ フォース パイル工法「先端地盤：砂質地盤（礫質地盤を含む）」
2. 性能評価の区分
建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項（基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める地盤の許容支持力）の認定に係る性能評価
3. 性能評価の範囲
別添のとおり
4. 性能評価の内容
本工法は、別表のとおり財団法人 日本建築総合試験所が定めた評価基準（平成 13 年建設省告示第 1113 号第 6 第一号の基準）に適合するものと評価する。
5. 評価員
伊藤 淳志 下平 祐司 富永 晃司 永井 興史郎
6. 図書省略の対象
本工法を用いた建築物について、確認申請書に添える図書から除くものとして、建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表二の（一）項及び（二）項の構造計算の計算書のうち、平成 13 年度国土交通省告示第 1113 号第 6 第一号の表中に掲げる式における α 、 β 及び γ の数値の設定方法を対象とする。



認定書

国土指第1285-1号
平成 18年 10月 26日

エイチ・シー・サービス株式会社
代表取締役 樋口 雅久 様
有限会社天玉重機
代表取締役 山本 健一 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行規則第1条の3第1項本文の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
IACP-0241
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
アルファ フォース パイル工法「先端地盤:粘土質地盤」
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。

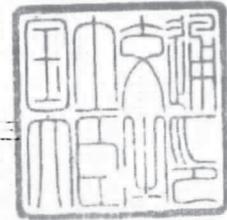


認定書

国土指第1285-1号
平成 18年 10月 26日

エイチ・シー・サービス株式会社
代表取締役 樋口 雅久 様
有限会社天毛重機
代表取締役 山本 健一 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行規則第1条の3第1項本文の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
IACP-0241
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
アルファ フォース パイル工法「先端地盤:粘土質地盤」
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。

指 定 書

国住指第1285-2号
平成 18年 10月 26日

エイチ・ジー・サービス株式会社
代表取締役 樋口 雅久 様
有限会社天王重機
代表取締役 山本 健一 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の建築基準法施行規則第1条の3第1項本文の国土交通大臣の認定を受けた構造方法について、同項本文の規定に基づき、下記の通り確認申請書に添える図書から除かれる図書を指定する。

記

1. 認定番号

TACP-0241

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

アルファ フォース パイル工法「先端地盤：粘土質地盤」

3. 確認申請書に添える図書から除かれるものとして指定する図書

建築基準法施行規則第1条の3第1項表二の(一)項及び(二)項の構造計算の計算書のうち、平成13年国土交通省告示第1113号第6第一号の表中に掲げる式における α 、 β 及び γ の数値の設定方法

(注意)この指定書は、大切に保存しておいてください。

性能評価書

エイチ・ジー・サービス株式会社
代表取締役 樋口 雅久 殿

有限会社天王重機
代表取締役 山本 健一 殿

平成 18 年 1 月 16 日付けで、性能評価申請のあった下記の件について、財団法人 日本建築総合試験所が定めた評価基準に基づき慎重審議した結果、下記の性能を有するものと評価した。

平成 18 年 7 月 26 日

財団法人 日本建築総合試験所

理事長 森田 司郎

記

1. 件名
アルファ フォース パイル工法「先端地盤：粘土質地盤」
2. 性能評価の区分
建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項（基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める地盤の許容支持力）の認定に係る性能評価
3. 性能評価の範囲
別添のとおり
4. 性能評価の内容
本工法は、別表のとおり財団法人 日本建築総合試験所が定めた評価基準（平成 13 年建設省告示第 1113 号第 6 第一号の基準）に適合するものと評価する。
5. 評価員
伊藤 淳志 下平 祐司 富永 晃司 永井 興史郎
6. 図書省略の対象
本工法を用いた建築物について、確認申請書に添える図書から除くものとして、建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表二の（一）項及び（二）項の構造計算の計算書のうち、平成 13 年度国土交通省告示第 1113 号第 6 第一号の表中に掲げる式における α 、 β 及び γ の数値の設定方法を対象とする。

性能評価書

エイチ・ジー・サービス株式会社
代表取締役 樋口 雅久 殿

有限会社天王重機
代表取締役 山本 健一 殿

平成 18 年 1 月 16 日付けで、性能評価申請のあった下記の件について、財団法人 日本建築総合試験所が定めた評価基準に基づき慎重審議した結果、下記の性能を有するものと評価した。

平成 18 年 7 月 26 日

財団法人 日本建築総合試験所

理事長 森 田 司 郎

記

1. 件 名
アルファ フォース パイル工法「先端地盤：粘土質地盤」
2. 性能評価の区分
建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項（基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める地盤の許容支持力）の認定に係る性能評価
3. 性能評価の範囲
別添のとおり
4. 性能評価の内容
本工法は、別表のとおり財団法人 日本建築総合試験所が定めた評価基準（平成 13 年建設省告示第 1113 号第 6 第一号の基準）に適合するものと評価する。
5. 評価員
伊藤 淳志 下平 祐司 富永 晃司 永井 興史郎
6. 図書省略の対象
本工法を用いた建築物について、確認申請書に添える図書から除くものとして、建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表二の（一）項及び（二）項の構造計算の計算書のうち、平成 13 年度国土交通省告示第 1113 号第 6 第一号の表中に掲げる式における α 、 β 及び γ の数値の設定方法を対象とする。